

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県規則第三十九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例第一条の規定の施行期日を定める規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(昭和三十九年七月鳥取県条例第49号)第一条の規定の施行期日は、昭和三十九年八月一日とする。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年七月三十一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第四十号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例第一条の規定の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和三十九年七月三十一日

鳥取県知事 石破二朗

目次の第四章第三節中「第十四款 婦人保護施設(第

3 昭和39年7月31日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第54号 (第3種郵便物認可)

名	称	位	置
鳥取県立しかの和泉莊		氣高郡鹿野町	

同条の同表の鳥取県改良普及員資格試験審査委員の項中
 「鳥取県改良普及員資格試験及び資格設定に関する条例」
 を「鳥取県改良普及員資格試験条例」に改める。
 第二十八条第四号を第五号とし、第三号の次に次の二
 号を加える。

四 本県物産の陳列及び展示に關すること。

第四章第三節第十四款の次に次の一款を加える。

(名称及び位置)

第七十一条の二 社会福祉施設設置条例第二条の規定に
 より設置された母子休養ホームの名称及び位置は、次
 のとおりである。

(分掌事務)
 第七十一条の三 母子休養ホームは、母子福祉法(昭和
 三十九年法律第二百二十九号)第二十一条第三項の規定
 による低額な料金で、母子家庭に対して、レクリエー
 ションその他休養のための便宜を与える事務を分掌す
 る。

附 則

この規則は、昭和三十九年八月一日から施行する。

福社事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正す
 る規則をここに公布する。

昭和三十九年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

2 昭和39年7月31日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第54号 (第3種郵便物認可)

鳥取県史編さん	鳥取県史編さん審議会設置条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第七号)
審議会	第二条の規定による鳥取県史の編纂についての調査審議に関する事務
鳥取県史編さん審議会	鳥取県史の編纂による鳥取県史の編纂についての調査審議に関する事務
鳥取県特別職報酬等審議会	鳥取県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年七月鳥取県条例第五十三号)第二条の規定による議会の議員の報酬の額及び知事の給料の額についての諸問題に対する答申に関する事務

に改め、

人事課

鳥取県史編さん	第十條婦人児童課の項第七号中「及び婦人保護施設
	第十四款の二 婦人保護施設及び母子休養ホーム

を改める。

第十條婦人児童課の項第七号中「及び婦人保護施設」
 第十四款の二 婦人保護施設及び母子休養ホームに改める。

第十八条の表中

福祉事務所長事務委任等に関する規則の

一部を改正する規則

福祉事務所長事務委任等に関する規則（昭和三十年四月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護又は取扱費用の限度を越える承認に關すること。（行旅病人及び行旅死亡人取扱規則五）

第二条第六号を次のように改める。

十三 削除 第二条第十三号を次のように改める。

六 削除 第二条第三十二号を次のように改める。

六 削除 第二条第三十二号の次に次の三号を加える。

三十二の二 老人ホームへの収容等の措置に關すること。

三十二の三 老人ホームへの収容等の措置に要した費用の徵収に關すること。（同二八一）

三十二の四 遺留金品の処分に關すること。（同二七）

四 削除 第二条第四十二号の次に次の二号を加える。

四十二の二 助産施設入所措置に關すること。（同二一一）

四十三 母子寮入所措置に關すること。（同二二）

四 削除 第二条第四十三号を次のように改める。

四十三 母子寮入所措置に關すること。（同二二）

四 削除 第二条第八号を次のように改める。

八 削除 第三条第八号を次のように改める。

八 削除 第二条第三十三号中「（戦傷法一七）」を「（戦傷特

援法二〇）」に改める。

八 削除 第二条第三十八号を次のように改める。

三十八 削除 第二条第四十一号中「（戦傷法一七）」を「（戦傷特

援法二〇）」に改める。

八 削除 第二条第三十三号中「（戦傷法一七）」を「（戦傷特

援法二〇）」に改める。

八 削除 第二条第三十八号を次のように改める。

八 削除 第二条第三十九号を次のように改める。

八 削除 第二条第三十九号を次のように改める。